

改 正 案

現

行

関税法施行規則（昭和四十一年省令第五十五号）

（積荷目録への記載を省略できる事項）

第二條の二 令第十二條第一項ただし書（外国貿易船に係る入港届等の記載事項の特例）（令第十六條第三項（記載事項の特例の規定の準用）において同條第一項（外国貿易船の出港届の記載事項等）の場合について準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、令第十二條第一項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する貨物に係る令第十二條第一項第一号に定める事項とする。

一 入港した開港における船卸をしない外国貨物又は法第六十七條（輸出又は輸入の許可）（法第七十五條（外国貨物の積戻し））において準用する場合を含む。）の規定による輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本邦の港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五條第一項（外国貿易船の入港手続）の規定により積荷目録を提出する場合

二 法第六十三條第一項（保税運送）又は法第六十六條第一項（内国貨物の運送）の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五條第一項の規定により、又は法第十七條第一項後段（外国貿易船の出港手続）の規定による税関長の求めに応じて、積荷目録を提出する場合

2) 前項の規定は、令第十三條後段（外国貿易機の入港届等の記載事項）において準用し、及び令第十六條第三項において同條第二項（外国貿易機の出港届の記載事項等）の場合について準用する令第十二條第一項ただし書に規定する財務省令で定め

る場合及び財務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項中「開港」とあるのは「税関空港」と、「船卸し」とあるのは「取卸し」と、「外国貿易船の船長」とあるのは「外国貿易機の機長」と、「法第十五条第一項」とあるのは「法第十五条第一項」と、「法第十五条第二項」と、「令第十二条第一項第二号」とあるのは「令第十三条第二号」と、「本邦の港」とあるのは「本邦の空港」と読み替えるものとする。

第八条 削除

第八条 令第五十一条の十一第二号イに規定する財務省令で定める法人は、特別の法律により設立された法人で法令の規定に基づき国から出資を受けて出資業務を行うものとする。